

# 令和2年台風第14号による災害に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生へ(お知らせ)

災害に遭われた下記地域の世帯の学生は、以下の経済的支援策がありますので、学生サービス課奨学支援係までご連絡ください。

## 1. 災害救助法適用地域

### 【東京都】

※適応地域の詳細については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

([https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiiki/genzai.html))

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

## 2. 日本学生支援機構奨学金

学生サービス課奨学支援係で受付を行います。詳細を確認の上、学生サービス課奨学支援係までご相談ください。

### ○家計急変採用（給付奨学金）〈学部生のみ〉

※家計急変事由発生から3カ月以内の申請が必要です。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

([https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html))

### ○緊急採用（第一種貸与奨学金）： 2020年10月以降で本人の希望する月～2021年3月（申請により継続可）

### ○応急採用（第二種貸与奨学金）： 2020年4月以降で本人の希望する月～修業年限の終了月

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

([http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiiki/genzai.html](http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiiki/genzai.html))

## 3. 日本学生支援機構「JASSO災害支援金」

学生本人又は生計維持者が居住している住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合に申請が出来ます。

学内申請期限は3月19日（金）です。期限までに書類を学生サービス課奨学支援係まで提出してください。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>)

【2020年10月13日 学生サービス課 奨学支援係】